

# おしどりマコ・ケン 取材報告 資料





文部科学省 2011年4月19日  
3.8 $\mu$ Sv/時間

### 福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について

23文科ス第134号  
平成23年4月19日

慮するとともに、当面、校庭・園庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である。

なお、これらの学校については、4月14日に実施した再調査と同じ条件で国により再度の調査をおおむね1週間毎に行い、空間線量率が3.8 $\mu$ Sv/時間を下回り、また、翌日以降、再度調査して3.8 $\mu$ Sv/時間を下回る値が測定された場合には、空間線量率の十分な低下が確認されたものとして、(2)と同様に扱うこととする。さらに、校庭・園庭の空間線量率の低下の傾向が見られない学校については、国により校庭・園庭の土壌について調査を実施することも検討する。

(2)文部科学省による再調査により校庭・園庭で3.8 $\mu$ Sv/時間未満の空間線量率が測定された学校については、校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えない。

(3)(1)及び(2)の学校については、児童生徒等の受ける線量が継続的に低く抑えられているかを確認するため、今後、国において福島県と連携し、継続的なモニタリングを実施する。

#### 3. 留意点

(1)この「暫定的考え方」は、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、平成23年4月以降、夏季休業終了(おおむね8月下旬)までの期間を対象とした暫定的なものとする。

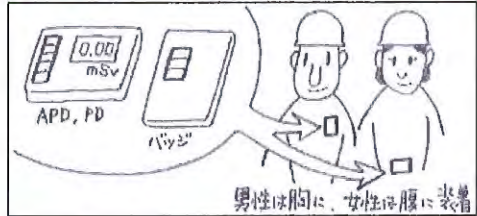
今後、事態の変化により、本「暫定的考え方」の内容の変更や措置の追加を行うことがある。

文部科学省ホームページより  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1305173.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1305173.htm)

厚生労働省 2012年6月5日  
2.5 $\mu$ Sv/時間

空間線量率が2.5マイクロシーベルト毎時を超える場所で除染などの作業以外の業務を行うみなさまへ

特定線量下業務での放射線障害を防ぐための手引き



被ばく線量をできるだけ少なくするため、ルールや手順を守りましょう

**特定線量下業務とは**

除染特別地域等\*内において、事故由来放射性物質による平均空間線量率が2.5 $\mu$ Sv/h(マイクロシーベルト毎時)を超える場所で事業者が行う、除染などの業務以外の業務\*\*です。

\* 放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」  
\*\* 建設工事に伴う測量や現地調査、運送などの業務が該当します。製造業などの屋内作業については、屋内作業場所の平均空間線量率が2.5 $\mu$ Sv/h以下の場合は、屋外の平均空間線量率が2.5 $\mu$ Sv/hを超えていても特定線量下業務には該当しません。

除染などの作業を行う場合は「除染等業務での放射線被ばくを防ぐための手引き」をご確認ください。

① 高速で移動する自動車運転作業およびそれに付帯する荷役作業等については、以下の①②の場合のみ、特定線量業務に該当します。

①	初の搬出または搬入先(生活施設の復旧作業に付随するものを除く)が平均空間線量率2.5 $\mu$ Sv/hを超える場所であり、2.5 $\mu$ Sv/hを超える場所にかつ日あたり48時間以上滞在することが見込まれる作業に従事する場合
②	2.5 $\mu$ Sv/hを超える場所における生活施設の復旧作業に付随する荷(建設機械、建設資材、土壌、砂利等)の運搬の作業に従事する場合

平均空間線量率2.5 $\mu$ Sv/hを超える地域を単に通過する場合には、滞在時間が限られることから、特定線量下業務には該当しません。

このパンフレットは、空間線量率が2.5マイクロシーベルト毎時を超える場所で、除染などの作業以外の業務(特定線量下業務)を行う事業者等に周知されて作業を行うみなさんが、注意すべき大事な点をまとめたものです。ここに示す注意を守り、安全に作業を行うよう、心がけてください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省 特定線量下業務パンフレット(労働者向け)  
[https://www.jaish.gr.jp/information/tokuteipamph\\_sagyou.pdf](https://www.jaish.gr.jp/information/tokuteipamph_sagyou.pdf)

# 福島第一原子力発電所事故当時における通報・報告状況について

2016年2月24日

東京電力株式会社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。

当社は、新潟県技術委員会から福島事故当時の情報発信についての課題をいただいております。福島事故の検証と総括について、事故原因の技術的な分析だけにとどまらず、事故当時の国および自治体への通報・報告の内容も含め、自ら調査を進めております。

こうした調査を進める中で、当時の社内マニュアル上では、炉心損傷割合が5%を超えていれば、炉心溶融と判定することが明記されていることが判明しました。

新潟県技術委員会に事故当時の経緯を説明する中で、上記マニュアルを十分に確認せず、炉心溶融を判断する根拠がなかったという誤った説明をしており、深くお詫び申し上げます。

なお、炉心の状況に関する事故当時の通報・報告については、以下のとおり実施していたことをあらためて確認しました。

具体的には、2011年3月14日の早朝に3号機の原子炉格納容器内放射線量の監視計器が回復したため、原子炉格納容器内放射線量と炉心損傷割合を確認することが可能となり、当時の法令の運用に従い、これらの数値を記載して報告を行ったものです。

他方、その他の通報・報告内容に関しても調査を進めた結果、2011年3月11日の津波襲来直後に、より速やかに通報・報告できた可能性のある事象があることを確認しました。（別紙参照）